

福岡県公報

令和五年十月三日
第四百三十六号
増刊 ①

目次

条 例 (第三十六号―第四十一号)

○福岡県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

(政策課) ……………二

○福岡県旅館業法施行条例及び福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(生活衛生課) ……………二

○福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(医療指導課) ……………二

○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市総務課) ……………二

○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(都市計画課) ……………三

○福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課) ……………四

公布された条例のあらまし

◇福岡県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県旅館業法施行条例及び福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部生活衛生課)

1 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 医療法施行規則の一部を改正する省令の制定に伴い、病院の人員の基準を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替等等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律等の制定に伴い、マンション管理計画の認定の申請に対する審査の手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(建築都市部都市計画課)

1 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令等の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課)

1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

条例

福岡県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十六号

福岡県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

福岡県公立大学法人評価委員会条例（平成十七年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第七十八条の二第一項に規定する各事業年度」を「第七十八条の二第一項各号に掲げる事業年度」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県旅館業法施行条例及び福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十七号

福岡県旅館業法施行条例及び福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

（福岡県旅館業法施行条例の一部改正）

第一条 福岡県旅館業法施行条例（昭和三十五年福岡県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第二条中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第十四条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

（福岡県保健福祉関係手数料条例の一部改正）

第二条 福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表四四の項中「合併」を「譲渡及び譲受け、同法第三条の三第一項の規定による合併」に、「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に改める。

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十八号

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第二条、第四条及び第七条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十九号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五二の項中「、第六十三条第三項第五号イ若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ又は第三十一条の二第二項第十四号ハ若しくは」を「若しくは第六十三条第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ又は」に改め、同表五三の項中「、第六十三条第三項第六号若しくは第六十八条の六十九第三項第六号又は第三十一条の二第二項第十五号ニ若しくは」を「若しくは第六十三条第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ又は」に改め、同表五四の項を次のように改める。

五四	削除
----	----

別表五五の項中「租税特別措置法施行令」の下に「（昭和三十二年政令第四十三号）を加え、同表七三の項の次に次のように加える。

七三 の二	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号。以下この項から七三の四の項までにおいて「法」という。） 第五条の三第一項に規定する管理計画（同項に規定する「管理計画」をいう。以下この項から七三の四の項までにおいて同じ。）の認定の申請に対する審査	管理計画 認定申請 手数料	申請の とき
	一 長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第一項第二号に規定するものをいう。以下この項から七三の四の項までにおいて同じ。）の数が一である場合 二 三、五〇〇円（適合証（管理計画が法第五条の四各号に掲げる基準（同条第四号の都道府県等マンション管理適正化指針（七三の四の項において「指針」という。）のうち福岡県が設定する独自基準に係るものを除く。）に適合していることをマンション管理適正化推進センター（法第九十一条に規定するものをいう。）が証明した書類をいう。以下この項及び次項において同じ。）の提出があるときは、三、五〇〇円） 三 長期修繕計画の数が二以上である場合 四 二、三、五〇〇円に一を超える長期修繕計画の数に一三、四〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額（適合証の提出があるときは、三、五〇〇円に一を超える長期修繕計画の数に一、五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額）		

七三 の三	法第五条の六第一項に規定する管理計画の認定の更新の申請に対する審査	管理計画 更新申請 手数料	申請の とき
七三 の四	法第五条の七第一項に規定する管理計画の変更の認定の申請に対する審査	管理計画 変更認定 申請手数料	申請の とき
	一 長期修繕計画の数が一である場合（適合証の提出があるときは、三、五〇〇円） 二 長期修繕計画の数が二以上である場合 三 二、三、五〇〇円に一を超える長期修繕計画の数に一三、四〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額（適合証の提出があるときは、三、五〇〇円に一を超える長期修繕計画の数に一、五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額） 四 次に掲げる変更事項の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額を加算した金額 一 管理組合の運営に関する変更 二 管理規約の変更 三 管理組合の経理に関する変更 四 一、〇〇〇円 五 長期修繕計画の変更 六 八、六〇〇円 七 長期修繕計画の数が二以上である場合、八、六〇〇円に一を超える長期修繕計画の数に四、四〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額 八 組合員名簿若しくは居住者名簿の変更又は指針のうち福岡県が設定する独自基準に関する変更 九 二、三〇〇円 十 一、七〇〇円		

附則
この条例は、公布の日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表四四の項上欄イ中「、第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「及び第六十三条第三項第五号イ」に改め、同欄ロ中「、第六十三条第三項第六号及び第六十八条の六十九第三項第六号」を「及び第六十三条第三項第六号」に改め、同欄ハを削り、同欄ニ中「認定」の下に「（対象となる事業が他の市町の区域にわたるものである場合を除く。）」を加え、同欄中ニをハとし、ホをニとし、ヘを削り、同欄ト中「定めるもの」の下に「（他の市町の区域にわたるものを除く。）」を加え、同欄トを同欄ホとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十一号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「、同法第七十八条に規定する罪（青少年に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）」を削り、「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県暴力団排除条例（以下この項及び次項において「新暴力団排除条例」という。）第十三条の三第一項の規定の適用については、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号。以下この項及び次項に

おいて「改正刑法」という。）による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項及び次項において「旧刑法」という。）第七十六条に規定する罪（青少年（十八歳未満の者をいう。以下この項において同じ。）に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、旧刑法第七十七条に規定する罪（青少年に対する性交等に係るものに限る。）、旧刑法第七十八条若しくは旧刑法第八十条若しくは第八十一条（これらの規定中旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪に係る部分に限る。）に規定する罪（青少年に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）又は旧刑法第八十二条に規定する罪（青少年である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）は、新暴力団排除条例別表第一第二号に掲げる罪とみなす。

3 新暴力団排除条例第十三条の三第一項の規定は、この条例の施行の日前にした改正刑法による改正後の刑法（以下この項において「新刑法」という。）第七十六条、第七十七条、第八十条（新刑法第七十九条に係る部分を除く。）又は第八十一条（新刑法第七十九条に係る部分を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為であつて、旧刑法に規定する罪に当たる違法な行為に該当しないものについては、適用しない。